

A I ネットワーク社会推進会議  
開発原則分科会  
第5回 議事概要

1. 日時

平成29年5月30日（火）12:30～14:30

2. 場所

三田共用会議所 4階 第4特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

平野分科会長、堀技術顧問、板倉構成員、大屋構成員、香月構成員（代理：八田 一般社団法人インターネットユーザー協会幹事）、久木田構成員、久世構成員、栗原構成員、クロサカ構成員、小林構成員、榊原構成員（代理：田丸 日本マイクロソフト株式会社業務執行役員）、三部構成員、実積構成員、鈴木構成員（代理：城石 株式会社日立製作所研究開発グループ技術戦略室技術顧問）、高橋構成員、武田構成員、中川幹事、中西構成員、萩田構成員、林構成員、村上構成員

(2) 総務省

谷脇情報通信国際戦略局長、元岡情報通信政策研究所長、福田情報通信政策研究所調査研究部長、西潟情報通信国際戦略局情報通信政策課統括補佐、成原情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、市川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、尾川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、

(3) オブザーバー

内閣府、経済産業省、情報通信研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、産業技術総合研究所

4. 議事概要

(1) 構成員からの発表

三部構成員より、資料1に基づき、以下の発表があった。

- 「自動的に行われる意思決定の透明性及び“right to explanation”に関する、Oxford・Alan Turing Instituteの論文と英国議会の動きについて」

(概要) GDPR (General Data Protection Regulation: EU一般データ保護規則) の施行に伴い、一定の意思決定をするアルゴリズムについて意思決定の「説明を求める権利」(Right to Explanation) を認める論調が強くなっている。ただし、GDPRの下では「情報を与えられる権利」(Right to be informed) しかない疑問を呈する見解もある。英国下院科学技術委員会が意思決定に係るアルゴリズムの利用に関する意見募集を行ったところ、47件の意見が提出された。

(2) 事務局からの説明

事務局より、資料2に基づき、報告書2017（案）について説明が行われた。

(3) 意見交換

【中川幹事】

- ・ 報告書の第3章の「5. 留意すべき事項」や第4章の「今後の課題」で知的財産権に関する記述があるが、既に現実にAIが小説を書いたり、グラフィックを創るなどの創造・創作活動が行われており、シナリオ分析においても、そのような利活用を念頭に置く必要がある。

【板倉構成員】

- ・ 開発者の範囲について、例えば、個人情報保護法では、研究機関が研究目的で個人情報を扱う場合には適用除外となっているが、実際には、法律と同等かそれ以上のレベルの指針に則ることが求められ、かつ、倫理委員会の審査をパスしなければならないなど結果的に厳しい対応が必要となっている。今後AIについても倫理委員会の審査を受けることなどが求められる可能性もあるが、その際に、このガイドラインの適用対象となっているものについては、ガイドラインに適合していれば審査もパスし易くなるのではないかと考えられる。逆に、ガイドラインの適用対象とならないAIについては、適切な判断基準もない中で、問題が生じたら困るということで審査が保守的な判断に振れる可能性が高く、かえって研究開発が進まなくなるというおそれがある。したがって、研究者の立場からしても、A案（開発者として定義された者すべてとする案）にした方が良いのではないかと思う。

【堀技術顧問】

- ・ AI研究者の立場としてA案が望ましい。

【中川幹事】

- ・ 開発者の範囲を考えるに当たり、AIシステムとAIソフトの関係について、きちんと認識を共有した方がよい。開発者の定義が“AIシステムの研究開発を行う者”となっており、AIソフトを開発する者は対象となるのかどうか。

【武田構成員】

- ・ これまでの会合に出席できなかったのでの外れな質問かもしれないが、AIシステムの定義が“AIソフトを構成要素として含むシステム”となっているので、AIシステムの開発者には、AIソフトを単独で開発する者も対象となるものと考えられるのではないか。

【実積構成員】

- ・ AIシステムを対象とするのであれば、タイトルを“AIシステム開発原則”とした方が誤解が生じないのではないか。

#### 【高橋構成員】

- ・ このガイドラインの意図するところとして、利用者が、適切なシステム又は技術を選択できるように十分な情報が提供されているという状況を実現することが重要であると考え、それぞれソフト（アルゴリズム）の技術的な特性により、AIシステムの特性も左右されるため、AIソフトとAIシステムの区分は曖昧にならざるを得ないとする。

#### 【武田構成員】

- ・ AIシステムが“AIソフトを構成要素として含む”システムとなっていることから、構成要素単体でも1つのシステムとなり得るため、AIソフト単独でもAIシステムに含まれるという趣旨ではないのか。
- ・ また、利活用による社会的な影響という観点が重要であるとする、利活用可能になったか否かのところで線引きするという方法が考えられる。

#### 【大屋構成員（影響評価分科会長代理）】

- ・ 武田構成員の御質問に関し、システムになっていないAIソフト単体は、ここでいうAIシステムの定義には該当しない。
- ・ 外部への影響という観点においては、「3-2 対象範囲」のところで、開発の範囲について“閉鎖された空間内での開発は対象とせず、ネットワークに接続して行う段階とする”として外部への影響がない段階は対象としないという組み立てになっている。

#### 【萩田構成員】

- ・ 英訳してみると、それぞれの関係性が明確になるのではないかと。

#### 【久世構成員】

- ・ AIソフトとAIシステムの明確な区分は難しいが、アルゴリズム自体だけではAIシステムに含まれないとしているということについては、コンセンサスが得られるのではないかと。
- ・ 開発者の範囲については、広めに捉えてA案とするのがよいと思う。

#### 【田丸 日本マイクロソフト株式会社業務執行役員（榊原構成員代理）】

- ・ 強化学習などについては、最近では、この仕組みそのものがシステムの中に組み込まれて一体的に作られるケースも多いことから、開発者の視点からすると、AIソフトとAIシステムの線引きを明確にすることは難しいと感じる。
- ・ 対象とする開発の範囲に関し、“閉鎖された空間”とあるが、実際の研究開発においては、極めて大きなデータセットを使ったり、膨大なコンピューティングリソースが必要でクラウドを活用するといったことが一般的に行われている。

#### 【堀技術顧問】

- ・ AIとは何かについて議論すると、収束しない。各研究者の方は言いたいことはたくさんあると思うが、この分科会においても、これまで繰り返し時間をかけて議論をしてきており、現在の案が1つの落としどころではないか。脚注等でAIソフト、AIシステムのそれぞれ具体例を追記してはどうか。

#### 【クロサカ構成員】

- ・ 各構成員からの御指摘について、それぞれ理解できるものであるが、田丸業務執行役員の御意見については、“ソフト”という言葉以上にコンセンサスが得られている言葉はないものと思われる。また、開発の実態についても、混沌としている状況であることも踏まえると、さらに議論を続けることを前提として、堀技術顧問の御意見のとおり、現在の案とするのがよいのではないか。

#### 【大屋構成員（影響評価分科会長代理）】

- ・ ガイドラインが非拘束的な緩いソフトローであるという前提が重要であるが、AIソフトの定義は、システムとの具体的な結合を前提としない要素技術研究を除外するため置かれているものであり、実用性や応用性を想定したAIの研究開発はほぼ全て対象になると理解するとよいのではないか。

#### 【中川幹事】

- ・ アカウンタビリティの原則について、受け手の多くは、それほど知識を持っていない一般の利用者である。開発者はアカウンタビリティを果たすだけでなく、それによって利用者から理解され信頼してもらうことが非常に重要になってくる。

#### 【実積構成員】

- ・ ガイドラインの別添「関係するステークホルダに期待される役割」について、利用者・消費者にも、理解するよう頑張りましょう、リスクを認識した上で使いましょう、そのためにスキルを向上させましょうというように、期待される役割があるので、利用者・消費者の役割について更に加筆すべきではないか。